

# Q2 私たちにも関係あるの？

## A2

飲食店などの  
ルールが変わるから、  
みんなにも  
関係あるんだよ。

喫煙可能  
エリアには  
アルバイトでも  
入れないのね！

様々な施設の  
屋内が原則禁煙に  
なるんだね！



この標識があるエリアは  
喫煙できる場所なので、  
みなさんはいれません。

# NEW RULE!

● 飲食店の屋内は原則禁煙。  
● 学校・病院、みんなが行く  
● 行政施設は敷地内禁煙\*に。

● たくさんの利用者がある施設、たとえば電車や飲食  
● 店は原則屋内禁煙。喫煙を認める場合は、喫煙室の設  
● 置が必要となり、違反した事業者には罰則が科せら  
● れることもあります。また20歳未満の人は、たとえ  
● 喫煙を目的としない場合でも喫煙可能エリアへの立  
● ち入りはできません。アルバイトで働く場合も同様  
● です。このように、法改正により望まない受動喫煙の  
● 対策が進みます。



飲食店  
原則屋内禁煙！  
※喫煙専用室のみ喫煙可



学校・病院  
敷地内禁煙！  
※屋外に喫煙場所設置可



オフィス・事業所  
原則屋内禁煙！  
※喫煙専用室のみ喫煙可

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。

(注) 住んでいる自治体によっては、改正健康増進法以外にも、独自の条例によって、受動喫煙防止に関するルールが定められている場合があります。くわしくは自治体へお問い合わせください。